

多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の概要

令 7 年 9 月 1 8 日

山 口 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第 8 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第 8 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				仁保中郷、仁保下郷	無	令和 6 年度 ～ 令和 1 0 年度	仁保地区農地・水・環境保全管理協定運営委員会
○				名田島	無	令和 6 年度 ～ 令和 1 0 年度	ふしの川東資源保全会
○				鑄銭司	無	令和 6 年度 ～ 令和 1 0 年度	鑄銭司北部保全会
○				嘉川	無	令和 6 年度 ～ 令和 1 0 年度	山口市川西地域広域協定運営委員会
○				秋穂	無	令和 3 年度 ～ 令和 7 年度	秋穂地域広域協定運営委員会